自治会等の法人化の手引き

－認可地縁団体－



宍　　粟　　市

令和８年10月改定

問合せ先

市役所　まちづくり推進課
℡　０７９０－６３－３１２３

波賀市民局　まちづくり推進課
℡　０７９０－７５－２２２０

一宮市民局　まちづくり推進課
℡　０７９０－７２－１０００

千種市民局　まちづくり推進課
℡　０７９０－７６－２２１０

本 編 目 次

1　認可地縁団体とは ---------- 1

2　認可申請できる団体 ---------- 2

3　認可の要件 ---------- 3

4　申請から認可までの流れ ---------- 5

5　認可申請の手続き ---------- 6

6　認可・告示 ---------- 7

7　認可後の地縁団体について
(1)　認可地縁団体の印鑑登録 ---------- 8
(2)　各種証明書の発行 ---------- 9
(3)　不動産登記 ---------- 10
(4)　税の申告 ---------- 11
(5)　各種課税関係---------- 12
(6)　告示された事項に変更があった場合 ---------- 12
(7)　規約を変更するとき ---------- 13
(8)　財産目録の作成と据え置き ---------- 14
(9)　構成員名簿の作成と据え置き ---------- 14
(10)　通常総会の開催 ---------- 14
(11)　総会を省略し、書面又は電磁的方法による決議を行う場合 ------- 16

8　認可の取り消しと解散
(1)　認可の取り消し ---------- 19
(2)　解散---------- 19

9　認可地縁団体同士の合併 ---------- 20

10　不動産登記法の特例について ---------- 26

11　認可地縁団体Q&A ---------- 28

1　認可地縁団体とは

いわゆる自治会・町内会等（以下「自治会等」といいます。）は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体（認可地縁団体）となることができるとともに、その団体名義で不動産登記等を行うことができます。　（地方自治法第２６０条の２第１項）

○法人化制度の趣旨

従来、自治会等が保有する集会施設などの財産管理については、自治会等の団体名義で登記が出来なかったことから、会長や役員等の方々の個人名義又は共有名義で登記されていました。

その場合、次のような様々な問題が生じていました。

(1)　登記名義人の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。

(2)　登記名義人が亡くなられた時に、相続人との間でトラブルが生じた。
また、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたり手続きが遅延した。

(3)　多数人による共有として登記しているため、登記名義人が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。

(4)　所有権移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。

このため、平成３年４月に地方自治法の一部が改正され、団体名義で不動産登記ができないことによる保有不動産をめぐるトラブルを防止し、自治会等の活動をしやすくするため、自治会等に対し権利能力を取得する途が開かれました。
具体的には自治会等は「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等」を保有するため、市長の認可を受け、法人格を持つことができるようになり、団体名義で不動産登記などができるようになりました。

さらに、令和３年５月26日地方自治法の改正（令和３年11月26日施行）により、不動産等を保有しなくても幅広い地域活動を行う自治会等もあり、活動の実態と認可目的が必ずしも一致しないことから、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う自治会等については、市長の認可を受け、法人格を持つことができるようになりました。

※　自治会等が法人格を取得しても、従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、宍粟市の監督下に置かれたり、行政権限の一部を有したりすることはありません。

2　認可申請できる団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体いわゆる自治会等が対象です。

※次のような団体は認可されません。

① 特定の目的の活動だけを行う団体（同好会、スポーツ活動や環境美化活動のような特定の活動のみを行う団体など）
② 構成員に対して住所以外の特定の条件を要する団体（老人会や子ども会（年齢の制限）、女性団体（性別の制限）など）
③ 代表者が数人いる団体（数人の役員が各自代表権を有する団体など）
④ 自治会の連合組織の地縁による団体（連合自治会、協議会など）

※令和３年５月26日地方自治法改正（令和３年11月26日施行）
地方自治法の改正以前は、保有資産目録又は保有予定資産目録に基づき、団体が不動産等を保有していること又は保有する予定があることを確認する必要がありましたが、令和３年11月26日に法改正が施行されたことに伴い不要となりました。

3　認可の要件

次の４つの要件をすべて満たしている自治会等が認可の対象となります。

(1)その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。



「地域的な共同活動」とは、自治会等が現に行っている次のような活動を総称するもので、特段これまでと異なった活動を念頭においているものではありません。

・回覧板、会報等での住民相互の連絡
・清掃及び美化活動
・防災及び防犯活動
・市に対する要望等
・集会所の維持管理
・街路灯の設置及び維持管理　　など

※一般的な自治会等の活動をさします。

(2)自治会等の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において自治会等が相当の期間にわたって存続していること。



「客観的に明らかなもの」とは、自治会等の区域が、町又は字及び地番あるいは住居表示による区域のほか、河川、道路等で区域が画されているなど、その自治会等の構成員のみならず市内のその他の住民にとっても容易にその区域が認識できる区域であることが必要です。また、確認できない場合は地図を提出いただくことがあります。

「相当の期間」とは、安定的に存在していると認められる期間をいい、具体的には、２年以上とします。

(3)自治会等の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。



「すべての個人」とは、年齢、性別、国籍等に関係なく、その区域に住所を有するすべての個人ということになります。したがって、世帯単位を構成員とすることは認められません。

また、「相当数」とは、一般的にはその区域の全住民の過半数を判断基準としています。（自治会等に加入していない人を含む。）

※ 区域外に住所を有する個人は、構成員とすることはできませんが、表決権を有さない賛助会員とすることができます。

(4)次の８つの事項を全て含む規約を定めていること。

① 目的
② 名称
③ 区域
④ 主たる事務所の所在地
⑤ 構成員の資格に関する事項
⑥ 代表者に関する事項
⑦ 会議に関する事項
⑧ 資産に関する事項



認可を受ける場合は、この８項目をすべて含んだ規約を定める必要があります。この項目以外の事項が記載されていても構いませんが、活動目的に政治目的、営利目的を含むものについては認められません。

規約の制定又は改正にあたっては、必ず事前に市のまちづくり担当課に相談してください。

詳しくは**別冊【作成例・記載例】（以下【別冊】といいます。）**１ページからの規約作成例を参照してください。

4　申請から認可までの流れ

1 自治会等で認可申請について話し合い
・要件の確認（目的・区域・構成員・規約）
・保有資産の確認（保有する不動産等がある場合）

資産の確認
（必要な場合）
⇒ 法務局

2 申請の相談、事前準備
・規約の作成　　・構成員名簿の作成
・代表者の選任準備　　・財産目録の作成 など

相　談
⇒ 市役所

3 自治会等で総会を開催
規約など必要事項を総会で議決
⇒認可申請：申請者を代表として選出

・規約の制定又は改正
・認可申請することの議決
・代表者の決定
・構成員の確定
・保有資産の確定（資産がある場合）

4 認可申請書類の作成及び提出
認可申請に必要な書類を添えて、提出
（詳細は、６ページからを参照）

提　出
⇒ 市役所
審　査

5 市長による地縁団体の認可・告示
告示は、法務局での法人設立登記に該当します。

6 不動産登記及び各種届出
・不動産の登記（必要な場合）
・国税、県税、市税に関する届出を行います。

登記・届出
⇒ 法務局
税務署
県税事務所
市役所

※ 変更の相談、届出
告示された事項（代表者、事務所の所在地など）や規約を変更するには、それぞれ届出や申請が必要になります。

相　談
⇒ 市役所
届出・申請

※ 手続き等の詳細については、次ページ以降を参照してください

5　認可申請の手続き

認可申請は、当該地縁団体の代表者が、市長に対して次の書類により申請します。

① 認可申請書（様式第１号）　☞記載例は【別冊】34ページ

※認可申請書には、次の②～⑨の書類を添付してください。

※自治会等団体の印及び代表者の認印を持参してください。

② 規約　(４ページ（4）の各事項を定めたもの)

※作成に当たっては、【別冊】１ページからの規約作成例を参照ください。

③ 認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

※総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）

※作成に当たっては、【別冊】10ページの総会議事録作成例を参照ください。

④ 構成員の名簿（様式第２号）　☞記載例は【別冊】35ページ

※構成員の氏名及び住所を記載したもので、その自治会等内の住民のうち、過半数の方の登載が必要です。

⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※自治会等で作成している「①前年度の事業報告書」、「②前年度の決算書」、「③当該年度の事業計画書」、「④当該年度の予算書」が必要です。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（様式第５号）

・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し

※③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類に、代表者選出の記録が必要です。☞記載例は【別冊】10ページ

・申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書

※申請者本人の署名・押印のあるものが必要です。☞記載例は【別冊】36ページ

⑦ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を証する書類（様式第６号）　☞記載例は【別冊】37ページ

⑧ 代理人の有無を証する書類（様式第７号）　☞記載例は【別冊】38ページ

⑨ 区域を表示した地図

※区域が地番で表せない場合等は、自治会等の区域を表示した地図を作成してください。



・認可申請にあたっては、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。

・既存の規約を改正する場合は、必ず見直しをしていただき、総会を開催する前に、規約の改正案について、事前にまちづくり担当課にご相談ください。

6　認可・告示

自治会等から認可申請書類が提出され、要件を満たしている場合には、市は速やかに認可し、告示を行います。（告示までの期間は、概ね２週間程度かかります。）この告示は、法人登記と同様の効力を持ちます。

法務局での法人登記は必要ありません。不動産の登記については専門機関にお問い合わせください。

告示内容

告示される内容は、次のとおりです。

(1)　名称
(2)　規約に定める目的
(3)　区域
(4)　主たる事務所
(5)　代表者の氏名と住所（住所は「非表示」と表示）
(6)　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
(7)　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
(8)　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
(9)　認可年月日

7　認可後の地縁団体について

(1)　認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に証明するものです。
不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となります。

なお、登録できる印鑑は、１団体につき１個です。

① 登録申請を行うときは、次の書類が必要です。

代理人の方が窓口に来られる場合は、委任状が必要となります。代理人とは、地方自治法施行規則第18条の３第１項第７号により、代理人として告示されている者に限ります。）

ア　認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第11号）
☞記載例は【別冊】44ページ
イ　代表者等の個人の印鑑（実印）
ウ　代表者等の個人の印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの）
エ　登録をする自治会等の印鑑
オ　窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

② 登録をする印鑑は、次のようなものは受け付けられません。

ア　ゴム印その他の変形しやすいもの
イ　印影の大きさが、１辺の長さが８mmの正方形に収まるもの又は１辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
ウ　印影を鮮明に表しにくいもの
エ　上記に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

③ 登録印の廃止について

登録印の廃止のため次の書類が必要です。

ア　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第12号）
☞記載例は【別冊】45ページ
イ　廃止しようとする認可地縁団体印鑑
ウ　窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

※**登録印鑑を亡失**し、登録印を廃止する場合には次の書類が必要です。

ア　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第12号）

☞記載例は【別冊】45ページ

イ　代表者等の個人の印鑑（実印）

ウ　代表者等の個人の印鑑登録証明書（発行後３か月以内のもの）

エ　窓口に来られる方の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

(2)　各種証明書の発行

① **認可地縁団体の証明書（地縁団体台帳原本の写し）**　☞【別冊】40ページ

自治会等の名義で不動産の登記を行う場合に必要な認可地縁団体の証明書は、原則としてどなたでも請求できます。ただし、代表者等の住所を表示した証明書の交付を受けるには、代表者等本人からの申し出が必要です。

※令和８年６月30日地方自治法施行規則改正（令和８年10月１日施行）

改正以前は、認可地縁団体の証明書（地縁団体台帳原本の写し）に代表者等の住所を表示して交付していましたが、令和８年10月１日以降、個人情報保護の観点から非表示とすることが原則となりました。

告示事項証明書の交付を希望される場合は、まちづくり担当課へ請求して下さい。必要な書類は、次のとおりです。

証明書の発行に必要な書類

・告示事項証明書交付請求書（様式第８号）（☞記載例は【別冊】39ページ）

住所を表示した証明書を希望する場合は、上記に加えて、次の書類が必要です。

・来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

代理人が来庁する場合は、上記に加えて、次の書類が必要です。

・代表者等本人の委任状（☞記載例は【別冊】50ページ）

※証明書の交付手数料は１通につき300円です。

また、過去の代表者等及び現在の代表者等の住所が表示された証明書が必要な場合は、現在の代表者等が、過去の代表者等本人の委任状を添えて申請してください。

※過去の代表者がすでに死亡している等の合理的な理由で、住所を表示することの同意を得ることができない場合は、まちづくり担当課にご相談ください。

② 印鑑登録証明書

不動産登記に必要な印鑑登録証明書は、原則として、団体の代表者本人が申請してください。

印鑑登録証明書の交付を希望される場合は、まちづくり担当課へ請求してください。必要な書類は、次のとおりです。

証明書の発行に必要な書類

・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第 13 号）（☞記載例は【別冊】46 ページ）

・登録されている認可地縁団体印鑑

・来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

代理人が来庁する場合は、上記に加えて、次の書類が必要です。

・代表者本人の委任状（☞記載例は【別冊】49 ページ）

※代理人とは、地方自治法施行規則第18条の３第１項第７号により、代理人として告示されている者に限ります。

※証明書の交付手数料は、1 通につき300円です。

(3) 不動産登記

認可された団体名義で登記ができるようになります。登記の際の必要書類など、詳細については、法務局にお問い合わせください。

① 所有権保存登記に必要なもの

登記申請書、申請書副本、各種証明書（建築確認通知書他）、代理権限証書など

② 所有権移転登記に必要なもの

登記申請書、申請書副本、登記済書、印鑑証明書、各種証明書（評価証明書他）、代理権限証書など

※自治会等の代表者等の名義で登記していた不動産について、認可後、自治会等の名義に移転登記する場合の登記原因は、委任の終了となり、日付は市長の認可の日となります。

※認可地縁団体は、次のような登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

ア　保有資産（不動産）の増減

イ　登記名義人の変更（団体の名称及び所在地の変更）

※代表者名の変更は、登記事項でないので、変更登記の必要はありません。ただし、事務所の所在地に変更が生じた場合には、変更登記が必要となります。

(4)　税の申告

① 法人の設立届

宍粟市役所税務課、龍野県税事務所課税第１課、龍野税務署へ届出をします。

※届出には、市で発行する告示事項証明書（地縁団体台帳の写し）、規約の写しが必要となります。また、その他添付書類が必要な場合がありますので、事前に、担当部署にお問い合わせください。

	担当部署	電話番号	住所
市税	宍粟市役所税務課	0790-63-3124	宍粟市山崎町中広瀬133-6
県税	龍野県税事務所 課税第１課	0791-63-5670	兵庫県たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3
国税	龍野税務署	0791-62-0281	兵庫県たつの市龍野町富永字田井屋畑1005-70

② 税の申告

ア　収益事業を行わない場合

法人市民税及び法人県民税の均等割が課税されますが、減免申請により免除されます。

宍粟市役所及び龍野県税事務所へ申告と減免申請をします。

イ　収益事業を行う場合

物品の販売や不動産の貸付等の収益事業を行う場合は、法人市民税、法人県民税及び法人税が課税されますので、宍粟市役所、龍野県税事務所及び龍野税務署へ申告をします。

※ 申告及び納税は、事業年度終了の日の翌日から２か月以内です。

※ 収益事業の該当の有無は税務署に相談してください。

(5)　各種課税関係

認可地縁団体には、次の税金が課税されますが、一定の条件を満たせば減免措置があります。詳細については、それぞれの関係機関にお問い合わせください。

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり	均等割・所得割を課税

税の種類		収益事業の有無	
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税 つづき	法人市民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり ◎法人設立届	均等割・所得割を 課税
	固定資産税	固定資産税の評価額で課税 ※減免措置あり	固定資産税の評価額で 課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 ※減免措置あり ◎法人設立届	均等割・所得割を 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	※減免措置あり	不動産を取得した時点の 評価額で課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

(6)　告示された事項に変更があった場合

告示された事項（7、８ページ参照）に変更があった場合は、市長への届出が必要になります。告示事項変更届出書（様式第９号）及び変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し）にそれぞれの告示事項ごとに必要な書類を添付して変更の手続きを行う必要があります。

特に次の事項について変更があった場合は、速やかに届け出てください。

①　代表者が変更になったとき

・告示事項変更届出書（様式第９号）　☞記載例は【別冊】42ページ
・代表者の代表者承諾書（様式第５号）　☞記載例は【別冊】36ページ
・告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会の議事録の写し。☞作成例は【別冊】12ページ）

②　主たる事務所の位置が変更になったとき

・告示事項変更届出書（様式第９号）　☞記載例は【別冊】42ページ
・告示された事項に変更があった旨を証明する書類（総会の議事録の写し。）

(7)　規約を変更するとき

規約を変更する場合は、市長の認可が必要です。事前に、まちづくり担当課に相談してください。なお、規約の変更内容が、名称、目的、事務所の所在地など告示事項に該当する場合は、市長の認可後、別途「告示事項変更届出」の提出が必要になります。

・規約変更認可申請書（様式第10号）　☞記載例は【別冊】43ページ
・規約変更の内容及び理由を記載した書類　☞作成例は【別冊】31ページ
・変更後の新しい規約全文
・規約変更を総会で議決したことを証明する書類（総会の議事録の写し。☞参考例は【別冊】12ページ）

※地方自治法260条の３第２項の規定により、規約の効力発生は、市長の認可後となります。

※登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。



【届出前に…今一度ご確認ください】
◇必要書類は全て揃っていますか？
◇変更事項の決議は決議要件を満たしていますか？
※規約の変更は、規約に別段の定めがある場合を除き、総構成員の４分の３以上の同意が必要です。（地方自治法260条の３）
（記載例）「賛成〇名/反対〇名　よって総構成員の４分の３以上の賛成により可決された」
◇代議制など、認められない方法で決議していませんか？
◇議事録に議長及び議事録署名人の署名または記名押印、複数枚の場合の割印はありますか？
◇議事録が写しの場合は、代表者による原本証明の記載はありますか？また、複数枚の場合の割印はありますか？

(8)　財産目録の作成と備え置き

認可を受ける時及び毎年１月から３月までの間に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。財産目録とは、一定の時点において、法人が保有するすべての資産（土地、建物、現金、預金等）とすべての負債（借入金等）について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものです。

(9)　構成員名簿の作成と備え置き

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。転居等による構成員の変更については、市への報告及び届出は必要ありませんが、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。

(10)　通常総会の開催

・認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回構成員の総会を開いてください。
・総会の招集は、少なくとも５日前に、会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。
・認可地縁団体の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべて総会の決議によって行います。
・総会においては、規約に別段の定めがある場合を除いて、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができます。

総会開催の方法（参考）

会場の都合や感染症対策などの観点から大人数で集まって総会を開催することが困難な場合や、事務負担の軽減を目的としての総会の開催方法として、書面又は電磁的方法による表決や委任状を活用する方法があります。なお、書面又は電磁的方法による表決や委任状を活用する場合であっても、総会そのものを省略することはできません。

・書面又は電磁的方法による表決とは、総会に出席しない構成員が書面又は電磁的方法により表決権（賛成・反対の意思表示）を行使する方法です。
・委任状とは、総会に出席しない構成員が表決権を他の構成員に委任する場合の方法です。

※電磁的方法とは、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法などが考えられます。

※書面又は電磁的方法による表決や委任状を活用する場合、その旨を規約に規定する必要があります。☞作成例は【別冊】５ページ（第24条）

総会開催の流れ（例）

１．開催の日時、場所を設定し、開催案内や議案書など必要な書類を作成します。
２．事前に（少なくとも5日前までに）、構成員に開催案内、議案書、質問書、書面表決書（電磁的方法については、開催案内に回答フォームへのURLを記載するなどの方法が考えられます）や委任状を配布します（書面又は電磁的方法による表決と委任状のいずれかのみとすることも可能です）。
☞作成例は【別冊】22～26ページ
３．構成員から事前に議案書についての質問などがあった場合は、役員が返答します。質問と回答については、書面又は電磁的方法による表決の提出締め切りまでに、可能な限り多くの構成員に回覧・配布することが望ましいです。
４．総会当日は、役員のほか、事前の書面又は電磁的方法による表決を行わずに会場での総会に出席したい構成員が参加し、開催します。出席した構成員（役員も含む）は書面又は電磁的方法による表決や委任状ではなく、通常の表決権の行使となり、事前に集めた書面又は電磁的方法による表決や委任状と合わせて集計します。
５．規約に従って議事録を作成し、後日、回覧などで結果を構成員にお知らせします。☞作成例は【別冊】12ページ

(11) 総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をする場合

令和４年８月の地方自治法改正により、総会を開催することなく、書面又は電磁的方法による決議をすることが可能となりました。

書面又は電磁的方法による総会の決議については２つの方法があります。

① 地方自治法第260条の19の２第１項に基づく方法

１．構成員に決議事項の内容確認とともに「決議事項について、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行う」ことについて全員に確認し、全員の承諾を得る。※この場合、１人でも承諾が得られない場合は総会を開催する必要があります。☞作成例は【別冊】27ページ

２．決議事項についての賛否を問い、書面又は電磁的方法による決議を行う。決議要件を満たせば、決議事項が可決する。なお、この場合には、通常の決議要件が適用されます。☞作成例は【別冊】28ページ

② 地方自治法第260条の19の２第２項に基づく方法

総会における決議事項について構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があり、当該決議事項について構成員全員の賛成の意志が確認できた場合には、当該合意をもって書面又は電磁的方法による決議があったものとみなし、決議事項が可決する。※この場合、１人でも賛同が得られない場合は総会を開催する必要があります。☞作成例は【別冊】29ページ

【留意事項】

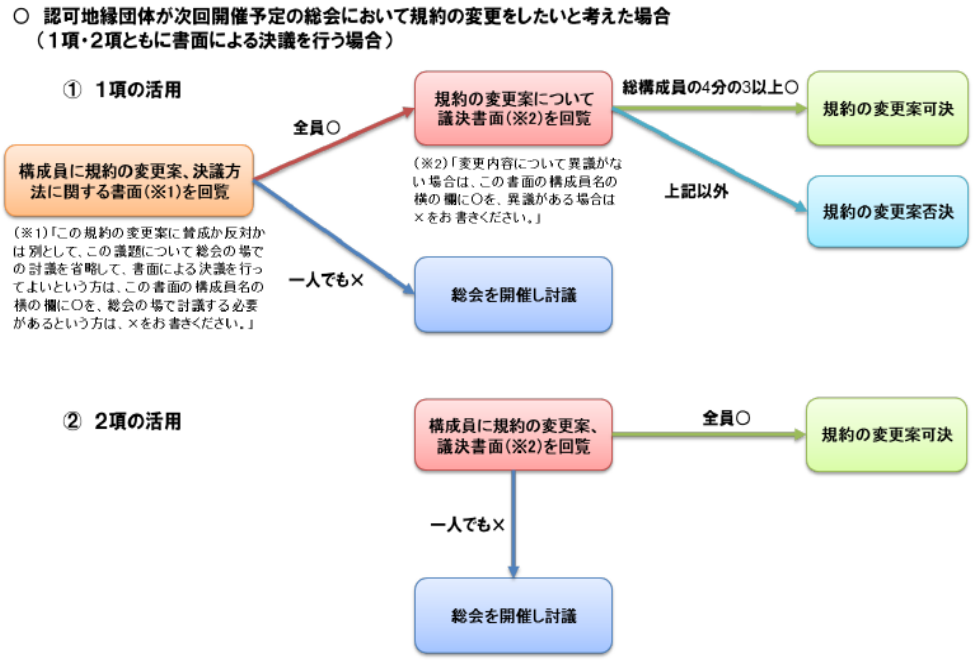
※第１項の場合、計２回構成員の意思を確認する必要がありますが、通常の決議要件が適用されるため必ずしも全員の賛成がなくとも可決することができます。それに対して、第２項の場合は、構成員の意思確認は１回で足りますが、全員の賛成がなければ可決することができません。

なお、地方自治法第260条の19の２第１項又は第２項に基づき、総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行った場合は、「総会で議決したことを証する書類（例：総会の議事録）」 に代えて、「書面又は電磁的方法により議決したことを証する書類（例：書面表決の結果に関する構成員の周知文書）」などを提出してください。☞作成例は【別冊】30ページ

※個々の議案について規定どおりの承諾や合意を得る必要があります。決議全般について一括して承諾又は合意を得ることはできません。そのため、今後一切の決議事項について、書面又は電磁的方法により決議を行うこともできません。

※地方自治法第 260 条の 19 の 2 第 1 項及び第 2 項の表決方法の場合、規約にその旨を規定する必要があります。☞作成例は【別冊】４ページ（第 18 条）・５ページ（第 22 条）

【参考】令和４年６月24日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋



例えば、認可地縁団体が次回開催予定の総会において規約の変更をしたいと考えた場合（１項・２項ともに書面による決議を行う場合）、

①１項を活用

（１）事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「この規約の変更案に賛成するか反対するかは別として、この議題について総会の場での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください。」という書面を添えて回覧する。

（２）(a) 構成員全員が当該書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、次に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を回覧する。

(b) 上記（１）について、×が１つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。

（３）（２）(a)の場合、回覧後、戻ってきた書面を見て、「規約の変更」に必要となる決議要件（○が総構成員の４分の３以上）を満たせば、規約の変更案が可決されることになり、×が多く決議要件を満たさなければ、否決されることになる。

②２項を活用

（１）事前に、構成員に規約の変更案を回覧する際に、「変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください。」という議決書面を添えて回覧する。

（２）(a) 構成員全員が当該議決書面に○を書き入れて回覧が戻ってきた場合は、その時点で、規約の変更の決議があったものとなる。当然、次の総会において規約の変更が議題として扱われることはなく、他に総会の議題がなければ、総会は開催されないこととなる。

(b) 上記（１）について、×が１つでもついて戻ってきた場合は、通常どおり、総会を開催し討議する。

8　認可の取り消しと解散

(1)　認可の取り消し

認可地縁団体が、次のいずれかに該当する場合は、市長は認可を取り消すことがあります。

ア　P3～4に示す４つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき。

イ　地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

（地方自治法第260条の２第14項）

(2)　解散

認可地縁団体が次の一つに該当することとなったとき、認可地縁団体は解散します。

解散には、市長に対して届出（市長による解散告示あり）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手続きが必要です。

ア　規約に定めた解散事由が発生したとき。

イ　破産したとき。

ウ　認可が取り消されたとき。

エ　総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議があったとき。（規約に別段の定めがある場合を除く。）

オ　構成員が欠けたとき。

カ　合併により、認可地縁団体が消滅するとき。

（地方自治法第260条の20）

9　認可地縁団体同士の合併

認可地縁団体は同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができます。方法として、いわゆる「吸収合併」と「新設合併」があり、次のとおりに手続きが必要です。

合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、Ｐ３～４「３ 認可の要件」を満たしていなければなりません。

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務を、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。※選任方法は任意。

(1)　総会の決議

合併をしようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において、合併の認可を申請することについて決議を経ることが必要になります。（総構成員の４分の３以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）

吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

※決議を行う際には、当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましいです。

(2)　合併の認可申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、市長に対して次の書類により申請します。

※吸収合併の場合、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請とあわせて規約変更の認可申請も行う必要があります。

① 認可申請書（様式第16号）　☞記載例は【別冊】51～52ページ

※認可申請書には、次の②～⑪の書類を添付してください。

※自治会等団体の印及び代表者の認印を持参してください。

② 合併後の認可地縁団体の規約　（４ページ（4）の各事項を定めたもの）

※作成に当たっては、【別冊】1ページからの規約作成例を参照ください。

③ 認可を申請することについて、各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

※総会の議事録の写し（議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの）
※作成に当たっては、【別冊】14～17ページの総会議事録作成例を参照ください。
※議事録には、合併後の認可地縁団体の代表者選出に関する議決の内容が含まれていることも必要です。

④ 合併後の構成員の名簿（様式第２号）

☞記載例は【別冊】35ページ

※構成員の氏名及び住所を記載したもので、その自治会等内の住民のうち、過半数の方の登載が必要です。

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類

※例えば以下のものが考えられますが、これらに限られるものではありません。
・合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打合せの議事録
・合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録

⑥ 合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑦ 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類（様式第５号）

・申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し

☞記載例は【別冊】14～17ページ

※③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類に、代表者選出の記録が必要です。

・申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書　☞記載例は【別冊】36ページ

※申請者本人の署名・押印のあるものが必要です。

⑧ 合併後の認可地縁団体の代表者であることを証する書類（様式第５号）※新設合併のみ

・合併後の新たな認可地縁団体の代表者を選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し

☞記載例は【別冊】16ページ

※③認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類に、代表者選出の記録が必要です。

・合併後の認可地縁団体の代表者となることを受諾した旨の承諾書

☞記載例は【別冊】36ページ

※申請者本人の署名・押印のあるものが必要です。

⑨ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無を証する書類（様式第６号）

☞記載例は【別冊】37ページ

⑩ 代理人の有無を証する書類（様式第７号）

☞記載例は【別冊】38ページ

⑪ 区域を表示した地図

※区域が地番で表せない場合等は、自治会等の区域を表示した地図を作成してください。

(3)合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があったときは、合併の認可をします。そして、その旨を申請者に通知します。

(4)合併に係る債権者保護手続（地方自治法260条の40～41）

認可の通知のあった日から２週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間（２か月以上）内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければなりません。

※債権者による期間内の異議がなければ、合併を承認したものとみなします。

※債権者による異議があれば、団体は債権者に弁済等をしなければなりません。

(5)債権者保護手続終了の届出

(4)の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して届出書（様式17）に、別添書類（様式17参照）を添えて、市に届け出なければなりません。

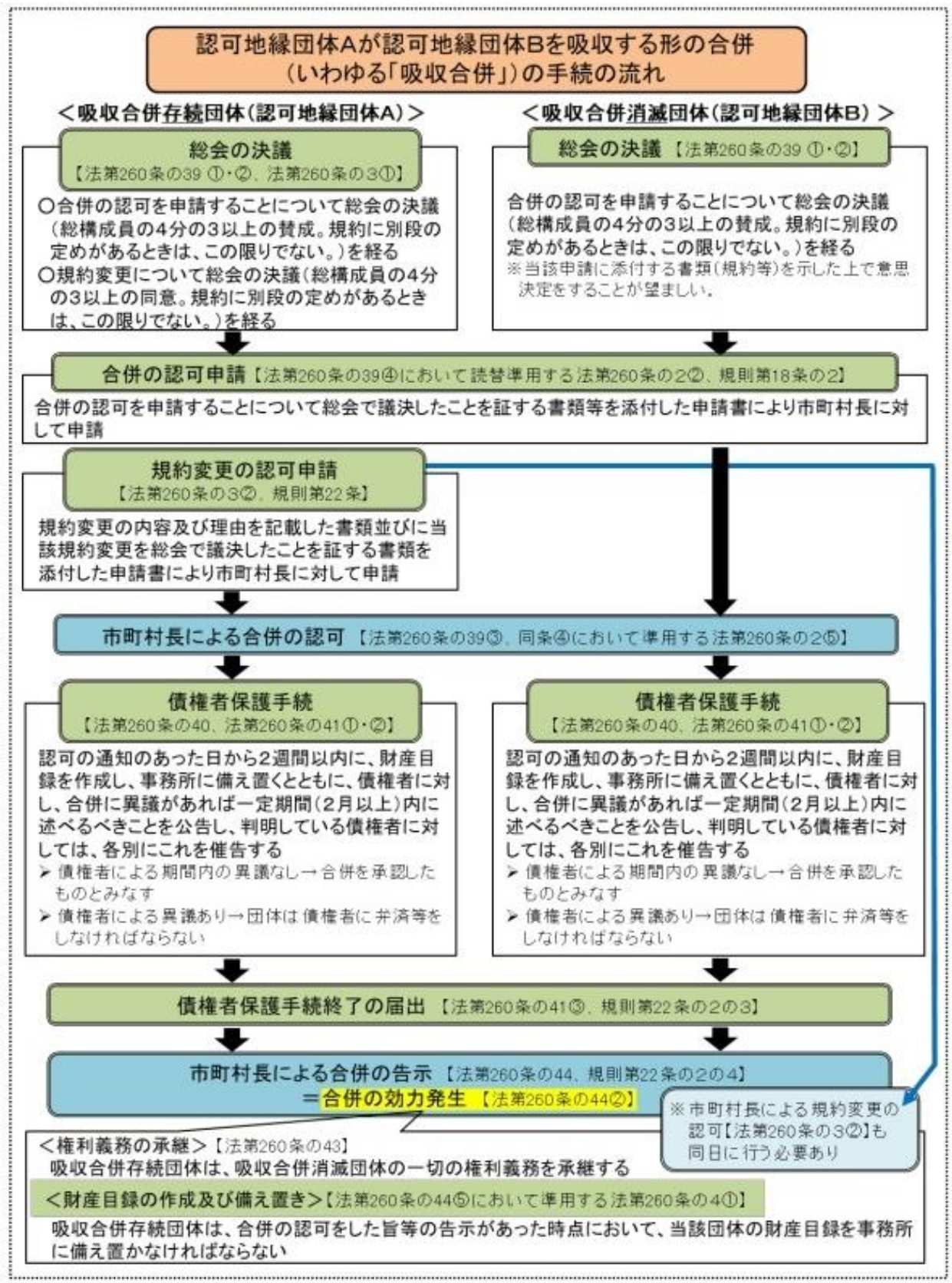
(6)合併の告示

自治会等から届出書が提出され、要件を満たしている場合には、市は速やかに認可地縁団体の合併を許可した旨の告示を行います。（告示までの期間は、概ね２週間程度かかります。）

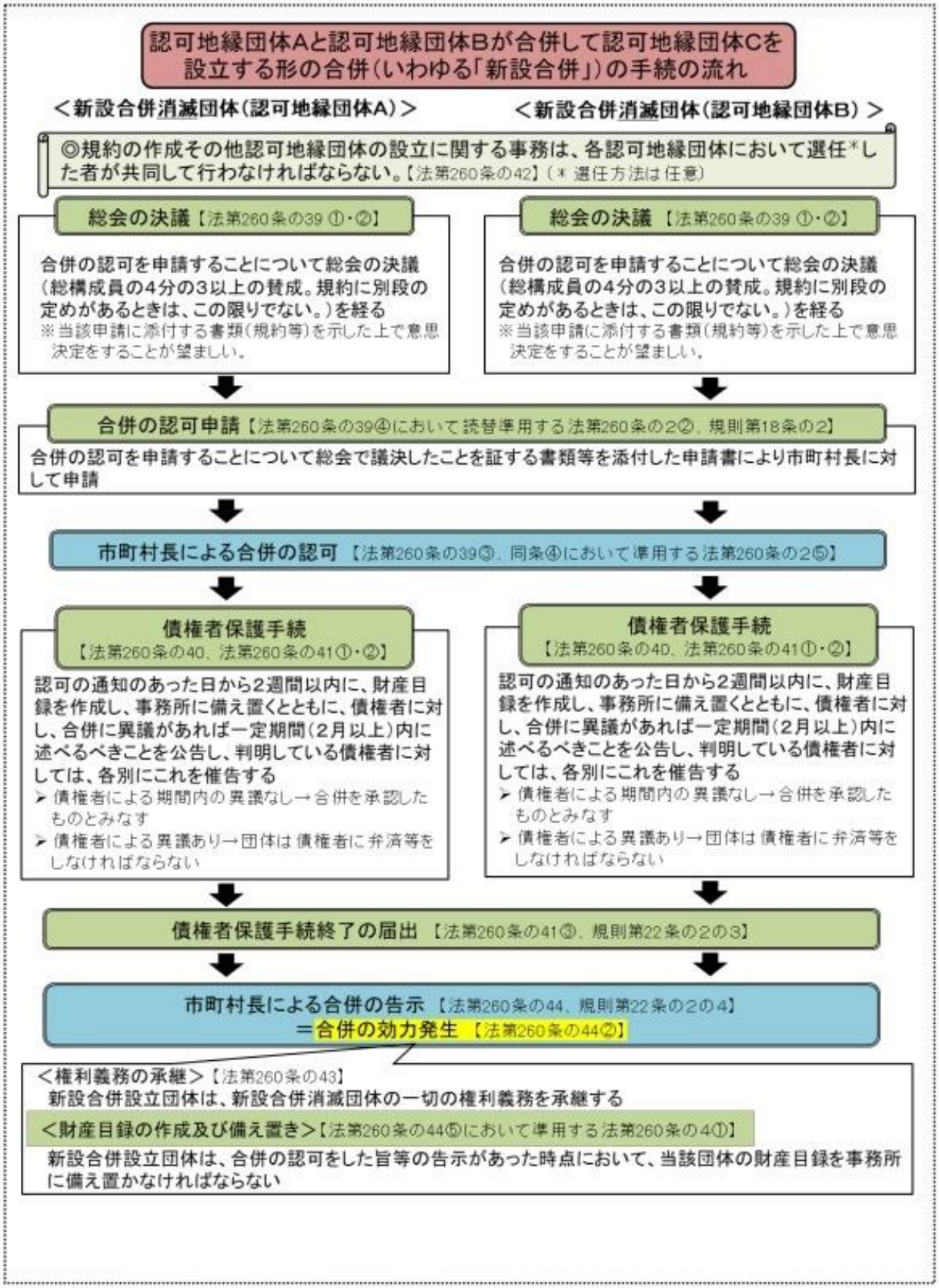
合併の認可を受けても、告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。

【参考】令和５年３月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋



【参考】令和５年３月10日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋



10　認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

認可地縁団体等が実質管理する不動産で登記事項証明書に表示された登記関係者が所在不明になっている場合、相続人の確定に多大な時間がかかり、所有権移転登記が困難な状況となっていましたが、平成27年4月1日より地方自治法の改正法が施行され、一定の要件に適合しかつ、法手続きが行われた場合には、認可地縁団体への所有権移転登記申請が可能になりました。

手続きの流れ

1．申請要件を満たしている認可地縁団体が、市に対して次の書類を提出します。

（1）所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式第15号）

☞記載例は【別冊】48ページ

（2）所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書

（3）申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

（4）申請者が代表であることを証する書類

【例示】
・告示事項証明書

（5）申請要件に該当することを疎明するに足りる資料

①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していることの資料

②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることの資料

【例示】
・公共料金の支払領収書
・閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
・旧土地台帳の写し
・固定資産税の納税証明書
・固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書とあわせて隣地の所有登記名義人や地域の実情に精通した者による証言書面、占有を証する写真等を提出してください。

③当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人になっていることの資料

【例示】
・認可地縁団体の構成員名簿
・市区町村が保有する地縁団体台帳

ただし、上記資料の入手が困難な時は、その理由書とあわせて地域の実情に精通した者による証言書面を提出してください。

④当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全部又は一部の所在が知れないことの資料

【例示】
・全部又は一部の登記関係者の相続関係図
・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

2．市が提出資料を確認し、申請要件を満たしている場合、3か月以上の公告を行います。
3．不動産の登記関係者等から異議がなかった場合、市が認可地縁団体に対して異議がなかった旨を証する書類を交付します。
4．認可地縁団体が法務局に必要書類を提出し、登記の移転を行います。

留意点

- 上記（5）の④の資料提出にあたっては、後々のトラブルを防ぐためにも、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいと思われます。
- この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とし、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

１１　認可地縁団体Q&A

Q１：構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば、生まれたばかりの赤ちゃんも記載する必要があるのでしょうか？

A1：構成員とは住民個人であり、年齢、性別等は問いません。また構成員は世帯でとらえるのではなく、世帯主及び世帯員も名簿には記載する必要があります。つまり赤ちゃん、未成年、外国人も全て構成員となることができます。

Q２：地縁による団体の保有財産の一部に、神社の祠や墓地がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか？

A２：地縁による団体はいわゆる公共団体ではなく、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であり、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定（第 20条第3項及び第 89 条）との関係が生じることはありません。また地方自治法においても特別の規定を設けられていないことから、神社の祠や墓地は地縁団体の保有資産となりうると解されています。

Q３：個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。また、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で１票とすることはできませんか。

Ａ３：認可を受けた地縁による団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々１個の表決権を有することとなります。ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の１票」とする旨を規約（【別冊】6ページの規約作成例参照）に定めることは可能であると解されています。

Q４：地縁による団体の規約において、代表者及びその他の役員で構成する役員会を設け、一定事項の決定を役員会で処理することは可能でしょうか。

Ａ４：地方自治法第260条の16により、地縁団体の事務は規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除くほか、全て総会の議決によって行わなければなりません。つまり、総会は当該団体についての最高意思決定機関であり、役員会等の機関によって代替することはできず、本来あらゆる決定は総会で決定されるべきものであります。しかし、保有財産の処分等当該団体の本質的部分を左右する事項を除

き、構成員の利害にさほど影響のない事項までをも総会で決めることは非効率的であるため、総会での同意を前提に、一定の事項を役員に委任することは可能です。なお、この場合にはその旨を規約に明記しておくことが必要です。

Ｑ５：自治会等が地縁による団体として認可されると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか？

Ａ５：地方自治法では「当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない」とあります。このことから認可されても従来からの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市の行政権限を分担したり、市の下部組織ともみなされることはありません。